

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十一回特別弔慰金の請求受付が開始されます

特別弔慰金の趣旨

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年（2020年）4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- 1 令和2年（2020年）4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間 令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日

（請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください）

請求窓口 健康福祉課福祉グループ（総合庁舎） 住民サービス課 住民サービスグループ（総合支所）

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 7071

お詫び

3月24日付けで安平・厚真行政事務組合職員の懲戒処分を行いましたので、安平町職員の懲戒処分等に関する規則を準用し公表いたします。

町民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、このような事案が二度と起こらないよう職員の指導方法を見直すなど、再発防止に努めてまいります。

被処分者 所属部局 安平・厚真行政事務組合

役職 事務局長

年齢 56歳

処分内容 停職3月

処分理由 被処分者は、令和2年3月17日午前9時において安平・厚真行政事務組合事務所内トイレにおいてカメラを設置し盗撮行為に及んだことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触し、地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び同項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当することから、懲戒処分を行うものである。

健康福祉課から注意喚起のお知らせ

最近、「役場（または振興局）の山内です。」と語る人物から、次のような不審な電話が何件かの町民の方の自宅にありました。

「健康診断は受けましたか？医療機関で検査を受けましたか？」

「今、クラジミアの検査が大変込み合っていて、検査が受けづらくなっています。役場で検査を委託しているのではありませんか？」

「ご家族の構成はどうなっていますか？」という内容です。

健康福祉課では、現在健康診断の受診の有無の確認や、検査を勧めたり、ご家族のことを細かく聞き取りするような連絡をしてはしません。

不審な電話にはくれぐれもご注意いただきますようお願いいたします。

不審な電話を受けましたら、下記までお問合せください。

問合せ 健康福祉課健康推進グループ ☎ 7071